

福井県研修受講要件取扱要領（処遇改善等加算（区分3）） (保育所・地域型保育事業)

1. 処遇改善等加算（区分3）の研修受講要件に該当する研修

- (1) 保育士等キャリアアップ研修（園内研修の扱いについては後述）
- (2) 免許状更新講習

2. 保育士等キャリアアップ研修について

保育士等キャリアアップ研修は、福井県が実施する場合だけでなく、他の都道府県や都道府県から指定を受けた団体が実施する場合でも研修受講要件に該当。

- (1) 職位・役職ごとに修了すべき研修分野（下記注）参照

研修分野	副主任保育士	専門リーダー	職務分野別リーダー
専門分野別研修	乳児保育	専門分野別研修	職務分野別リーダー
	幼児教育	のうち3以上の研修分野を修了	として担当する職務分野に対応する分野を含む1以上の研修分野を修了
	障がい児保育		
	食育・アレルギー対応	(令和7年度は2以上の研修分野を修了)	
	保健衛生・安全対策		
	保護者支援・子育て支援	研修分野を修了)	
マネジメント	必須	×	×
保育実践	×	×	×

注)マネジメントを処遇改善等加算(区分3)の研修受講要件としてカウントできるのは副主任保育士のみ。

- (2) 研修受講要件の確認方法

施設・事業所からの処遇改善等加算（区分3）の申請時に以下のものを添付する。

- ・施設・事業所で作成する研修受講履歴一覧
- ・加算対象職員にかかる保育士等キャリアアップ研修修了証の写し

3. 免許状更新講習について

- (1) 免許状更新講習の扱い

施設・事業所からの処遇改善等加算（区分3）の申請時に、以下の①または②に該当することが確認できる者については、本県におけるキャリアアップ研修「幼児教育」分野を修了したものとみなす。

- ① 15時間以上の免許状更新講習を履修していること
- ② 「更新講習修了確認証明書」または「改正法附則第2条第3項第3号の確認証明書」を所有すること

- (2) 研修受講要件の確認方法

施設・事業所からの処遇改善等加算（区分3）の申請時に以下のものを添付する。

- ・施設・事業所で作成する研修受講履歴一覧
- ・加算対象職員にかかる下記①または②の書類を添付する。

①の場合

→大学等が発行する更新講習修了証明書（履修証明書）の写しを添付する

※時間数の合計が15時間以上であること

②の場合

→同確認証明書の写しを添付。

4. 園内研修について

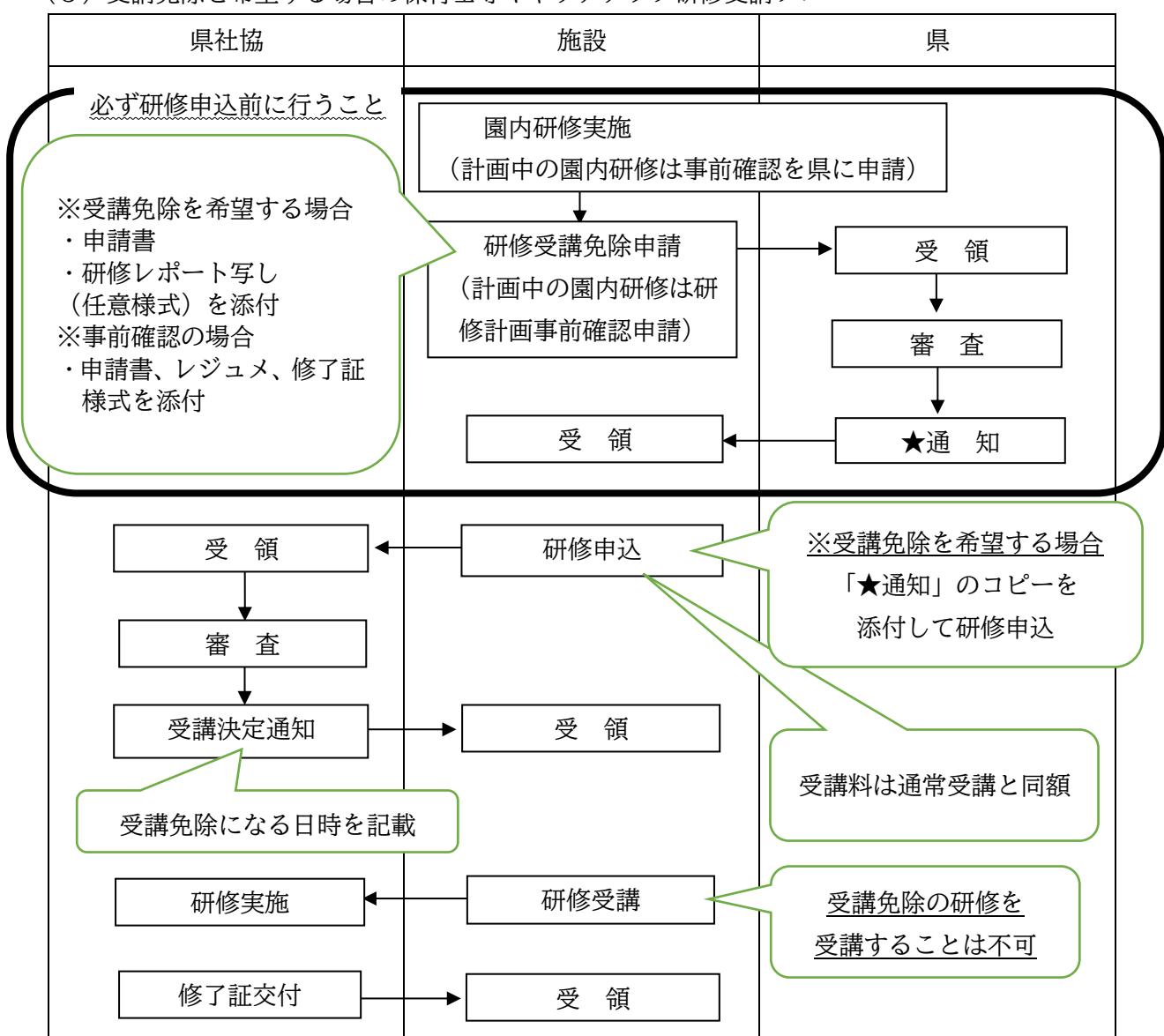
(1) 園内研修の取扱いについて

要件を満たす3時間以上の園内研修を受講した場合、福井県が福井県社会福祉協議会に委託して実施する保育士等キャリアアップ研修の1分野の1内容（＝3時間）の研修の受講を免除できる。

(2) 受講免除対象になる園内研修の要件 ※平成29年4月1日以降に受講したものに限る

- ・研修の講師が、指定保育士養成施設の教員または研修内容に関して十分な知識および経験を有すると県が認める者。
- ・研修の目的および内容が明確に設定されており、また、保育士等キャリアアップ研修ガイドライン（以下「ガイドライン」）に定める研修分野が設定されているとともに、その内容がガイドラインに沿ったものとなっていること。
- ・研修受講者が明確に特定されており、園内研修を実施する保育所および地域型保育事業所において研修修了の証明が可能

(3) 受講免除を希望する場合の保育士等キャリアアップ研修受講フロー



(4) 「★通知」は、園内研修実施日の属する年度を含め5年間が有効期限となる。

(5) 計画中の園内研修については、県に別紙様式1にて事前に確認申請し、園内研修終了後は2週間以内に報告を行うこと。

5. その他

この要領は現時点のものであり、国通知・FAQにより取扱いが変わる場合がある。